

介護予防ケアマネジメント費請求についてのQ&A

問1 介護予防ケアマネジメント費の種類について

- (答) 介護予防ケアマネジメント費は、ケアマネジメントⅠ、ケアマネジメントⅡ、ケアマネジメントⅢの計3種類になります。
各ケアマネジメント費の単位数は、サービスコード表を参照してください。
※ケアマネジメントⅢは、地域包括支援センター担当者のみ請求可能な介護予防ケアマネジメント費になります。

問2 初回加算について

- (答) 初めてサービスを利用する場合と、サービスを終了してからサービスを再利用するまでの期間が、2ヶ月以上経過している場合のみ、初回加算の請求ができます。

問3 予防給付から総合事業に変更した場合の初回加算について

- (答) 予防給付から総合事業に変更した場合は、サービス利用が継続しているので、初回加算を請求することができません。
ただし、予防給付から総合事業に変更するときに、2ヶ月以上経過している場合は、初回加算の請求ができます。

問4 モニタリング加算について

- (答) モニタリング加算は、ケアマネジメントⅡのみ請求可能な加算で、モニタリングを実施した月に請求できます。
3ヶ月から6ヶ月の期間に1回モニタリングを実施した場合、モニタリングを実施した月にケアマネジメントⅡ・モニタリング実施加算の介護予防ケアマネジメント費請求になります。
※ケアマネジメントⅡ請求者は、3ヶ月から6ヶ月の期間に必ず1回はモニタリングを実施しなくてはなりません。

問5 介護予防ケア小規模多機能連携加算について

- (答) 介護予防ケア小規模多機能連携加算は、サービス利用者が小規模多機能型施設に入居するときに、小規模多機能型居宅介護事業所に連携(利用者の情報提供やサービス内容報告等)したときに、介護予防ケア小規模多機能連携加算を請求することができます。

問6 月の途中で生活保護2号から生活保護1号に変更になった場合の請求について

- (答) 生活保護2号と生活保護1号の被保険者番号が違うため、別々に介護予防ケアマネジメント費を請求します。

問7 月の途中で生活保護1号になった場合の請求について

- (答) 月の途中で生活保護1号になった場合は、通常通りの請求になります。

問8 月の途中で利用者の都合で居宅介護支援事業所を変更した場合の請求について

- (答) 月の途中でやむをえず委託している居宅介護支援事業所を変更した場合は、後半の居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメント費を請求します。月末時点のケアマネジャーが給付管理請求をすと決められているため、前半の居宅介護支援事業所は、介護予防ケアマネジメント費の請求できません。

問9 月の途中で他市町村へ住民票を異動した場合の請求について

(答) 月の途中で他市町村へ転出した場合は、長野市と他市町村の両方で介護予防ケアマネジメント費を請求できます。

問10 月の途中で住民票を移さずに他市町村へ行きサービスを利用した場合の請求について

(答) 長野市に介護保険証がある場合は、月末時点のケアマネジャーが給付管理請求をすると決められているため、委託に出す場合は、給付管理について特に注意してください。
※住民票を移さずに他市町村の総合事業(みなし指定事業所のサービスのみ)が利用できるのは、平成30年3月31日までです。その後もサービスを継続したい場合は、居住している市町村へ住民票を異動してください。

問11 月の途中でサービス利用を終了した場合について

(答) 月の途中でサービス利用を終了した場合は、サービス終了前の包括支援センターが、介護予防ケアマネジメント費を請求します。

問12 住所地特例者のケアマネジメントについて

(答) 住所地特例対象施設に入居している人が、総合事業のサービスを利用するときは、施設所在地の包括支援センターがケアマネジメントを実施し、長野市、若しくは国保連合会へ介護予防ケアマネジメント費を請求してください。

問13 支給限度額管理されない介護予防サービスを利用した場合について

(答) 総合事業のサービスを利用している要支援者が、住宅改修や、福祉用具の購入等を実施した場合は、介護予防プランとなりますが、支援費の請求は介護予防ケアマネジメントとなります。住宅改修は、申請月から完了月まで、福祉用具の購入は、購入日該当月について、介護予防プランを作成してください。なお、介護予防プランにショートステイが位置づけられている場合は、利用月以外について、介護予防ケアマネジメントで請求をしてください。

問14 国民健康保険団体連合会へ介護予防ケアマネジメント費を請求するとき

(答) 国保連合会へ介護予防ケアマネジメント費を請求する場合は、毎月10日までに長野市電子申請画面から、国保連合会へ提出した、給付管理票及びレセプト票(介護予防ケアマネジメント費)のCSVファイルを長野市宛送信してください。その際、前月以前に介護予防ケアマネジメント費が返戻になっている場合は、通信欄に被保険者番号と、いつの審査分で請求したかわかるように記載をしてください。